

取引参加料金等に関する規則

(平成26. 4. 1変更)

(平成14. 4. 1実施)

(目 的)

第1条 この規則は、取引参加者規程第5条第2項、第11条第1項及び第12条の規定に基づき、取引資格取得手数料、取引参加料金及び取消料の額に関し、必要な事項を定める。

(平成19. 9. 30、22. 7. 15、26. 4. 1、令和6. 1. 4変更)

第2条 削 除 (平成19. 5. 21変更)

(取引資格取得手数料の額)

第3条 取引参加者規程第5条第2項に規定する取引資格取得手数料の額は、100万円とし、消費税額及び地方消費税額を加算して納入するものとする。

(令和6. 1. 4変更)

(取引参加料金)

第4条 取引参加者規程第11条第1項に規定する取引参加料金は、定額参加料金及び定率参加料金とする。

2 定額参加料金の額は、別表第1のとおりとする。

3 定率参加料金の額は、各取引参加者の当取引所の市場における上場有価証券ごとの売買代金又は売買数量(以下「定率負担金の算出の基準」という。)に徴収標準率を乗じて算出した額(当取引所が別に定める場合を除く。)の総額とし、定率参加料金の算出の基準及び徴収標準率は、別表第2に定めるとおりとする。

4 第1項に規定する定額参加料金及び定率参加料金の当取引所への納入の日は、毎月15日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)とし、定額参加料金については当月分を、定率参加料金については前月分を納入するものとする。

(平成26. 4. 1変更)

(取消料)

第4条の2 取引参加者規程第12条に規定する取消料の額は、取り消された取引(過誤のある注文により成立した取引に限る。)に係る定率参加料金の算出の基準に、別表第2に定める徴収標準率を乗じて算出した額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とする。

2 前項の取消料は、取引の取消しを行った日の属する月の翌月15日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)に、消費税額及び地方消費税額を加算して当取引所に納入するものとする。

(平成19. 9. 30追加、20. 7. 22、26. 4. 1変更)

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第5条 有価証券の売買等に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該有価証券の売買等を行う者とみなしてこの規則を適用する。

(平成15. 1. 14追加)

付 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成14年6月17日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成14年11月1日から施行し、同年10月1日決済分から適用する。

付 則

この改正規定は、平成14年12月10日以降の日で、当取引所が定める日から施行する。

(注) 「当取引所が定める日」は、平成15年1月6日

付 則

- 1 この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。
- 2 改正前の第5条の規定は、平成15年1月分の決済手数料の納入について、なおその効力を有する。
- 3 この改正規程施行の際、現に発行されている有価証券引渡票に係る貸借の決済については、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年11月4日から施行し、同日以降の取引から適用する。

付 則

この改正規定は、平成15年12月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年5月21日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年7月22日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成22年7月15日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成23年7月19日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定に従い売買を行うことが適当でないと当取引所が認める場合には、平成23年7月19日以後の当取引所が定める日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和6年1月4日から施行する。

(変更)

[平成14.4.1、14.6.17、14.11.1、15.1.6、15.1.14、15.4.1、15.11.4、15.12.1、18.5.1、19.5.21、19.9.30、20.7.22、
22.7.15、23.7.19、26.4.1、令和6.1.4]

別表第1

定額参加料金の額

1 総合取引参加者の定額参加料金の額（月額）は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる均等割額と資本金割額との合計額

a 均等割額 15万円

b 資本金割額

資本金区分		金額
1億円以上	3億円未満	15万円
3億円 "	5億円 "	25万円
5億円 "	10億円 "	35万円
10億円 "	15億円 "	50万円
15億円 "	20億円 "	65万円
20億円 "	30億円 "	80万円
30億円 "	40億円 "	90万円
40億円 "	60億円 "	100万円
60億円 "	80億円 "	110万円
80億円 "	100億円 "	120万円
100億円 "	120億円 "	130万円
120億円 "	140億円 "	140万円
140億円 "	160億円 "	150万円
160億円 "	180億円 "	160万円
180億円 "	200億円 "	170万円

資本金が200億円以上の場合には170万円に、資本金が50億円未満を増すごとに10万円を加算した額とする。

(2) 前号の規定にかかわらず、名古屋市に営業所を有しない総合取引参加者は、前号 a 及び b の合計額の100分の20とする。

2 取引参加者の取引資格の取得日又は喪失日の属する月の定額参加料金は、日割をもって計算する。

3 1 (1) b の資本金は、当該月の1日現在の額とする。

(平成15.12.1、26.4.1、令和6.1.4変更)

別表第2

定率参加料金の算出の基準及び徴収標準率

定率参加料金の算出の基準及び徴収標準率は、次のとおりとする。

上場有価証券の区分		算出の基準	徴収標準率
株券及び新株予約権証券		売買代金	<p>売買立会による売買（過誤訂正等のための売買及び復活のための売買を含む。）及び取り消された取引（過誤のある注文により成立した取引に限る。）の市場内における売付代金及び買付代金の合計額の 万分の0.12</p> <p>ただし、株券において取引参加者の売付け又は買付けの呼値が当該取引参加者の買付け又は売付けの呼値と対当した取引については、その売付代金及び買付代金の合計額の 万分の0.05</p> <p>立会外分売による売買の市場内における売付代金及び買付代金の合計額の 万分の0.06</p> <p>N-N-E-T市場における終値取引による売買のうち自己株式の取得（会社法第156条第1項（同法第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による自己株式の取得に限る。以下同じ。）及び自己株式立会外買付取引に係る売買については、その売付代金及び買付代金の合計額の 万分の0.06</p>
転換社債型新株予約権付社債券		売買代金	<p>売買立会による売買（過誤訂正等のための売買、復活のための売買及び立会外分売を含む。）の市場内における売付代金及び買付代金の合計額の 万分の0.05</p>
国債証券		売買数量	<p>市場内における売付け又は買付けごとに 額面 100円につき 3毛5糸</p>
外国債券	円貨建外国債券	売買数量	<p>市場内における売付け又は買付けごとに 額面 100円につき 1厘9毛</p>
	外貨建外国債券	売買数量	<p>市場内における売付け又は買付けごとに 当取引所が指定する外国為替相場により売買額面総額を本邦通貨に換算した金額 100円につき 1厘9毛</p>
転換社債型新株予約権付社債券、国債証券及び外国債券を除く債券		売買数量	<p>市場内における売付け又は買付けごとに 額面 100円につき 1厘9毛</p>
投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、外国投資証券		売買代金	<p>市場内における売付代金及び買付代金の合計額の 万分の0.065</p>

- (注) 1. 株券及び転換社債型新株予約権付社債券におけるN-NET市場での単一銘柄取引による売買、バスケット取引による売買及び終値取引による売買（終値取引における自己株式の取得に係る売買は除き、それぞれの売買に係る過誤訂正等のための売買は含む。）については、定率参加料金を徴収しない。
2. 当取引所が指定する外国為替相場とは、毎月末日（当該日が東京外国為替市場の休業日に当たるときは、その直前の東京外国為替市場の営業日）における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値をいう。
3. 有価証券の売買に係る用語の意義は、業務規程において定めるところによる。

(平成14.4.1、15.1.6、15.4.1、15.11.4、15.12.1、18.5.1、19.9.30、22.7.15、23.7.19、26.4.1、令和6.1.4変更)